

宮崎県中小企業融資制度 ☆は、6カ月の業歴不要

・詳細の制度要件は、「宮崎県中小企業融資制度マニュアル（令和4年度）」を参照下さい。

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
 なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制度名	融資限度額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融資対象	備考（必要書類等）	
	中小企業者		組合		設備資金		運転資金									
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置								
創業・新分野 進出支援貸付 (1)「県創業」 (2)「県新分野」	1億円	1億円	1億円	1億円	10年以内	18月以内	7年以内								事業計画書等	
	2,000万円		2,000万円													
	500万円				5年以内	12月以内	5年以内									
企業立地促進貸付 「県企業立地」	2億 8千万円 (※)	2億円	4億 8千万円 (※)	2億円	15年以内	36月以内	7年以内	12月以内	表7	表5						立地企業であることを証する書面 ※保証協会保証付きでない場合の限度額は、 中小企業者の設備資金が20億円、組合の 設備資金が5億円です。
	5,000万円	5,000万円	8,000万円 (※)	8,000万円 (※)	10年以内	18月以内										
経営安定貸付 「県経営安定」	2,000万円		2,000万円		7年以内	12月以内	5年以内		表7	表5						★責任共有制度対象外 ・国の全国統一小口保証制度の対象 ・既存の保証協会の保証付融資残と本制度の 融資残との合計が2,000万円以内となること ※NPO法人は上記の適用がありません。 (医業を主たる事業とするものは除く)
	5,000万円	5,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	5年以内 借換資金 10年以内									
小規模企業 経営安定貸付 「県小口」	5,000万円 (追加資金含め限度額以内)		5,000万円 (追加資金含め限度額以内)		10年以内	18月以内	10年以内	18月以内	表7	表5						金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに、計画の実行及び進捗の報告を行う中小 企業者及び組合
	1億円		1億円		15年以内	60月以内	15年以内	60月以内								
経営力強化 サポート貸付 「県経営力強化」	6,000万円		6,000万円		10年以内	60月以内	10年以内	60月以内	表7	表5						経営力強化保証制度の所定資料等 (申込人が策定した事業計画書等)
	5,000万円	5,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	10年以内	18月以内								
経営支援・災害 対策貸付 (1)「県借換」 (2)「県経営支援」 (3)「県伴走型」 (4)「県売上減少」 (5)「県災害対策」 (6)「県災害特例」 (7)「県BCP」	5,000万円		5,000万円		10年以内	18月以内	10年以内	18月以内	表7	表5						元金均等返済で、月々の返済額は、借換前より 減額となること
	1億円		1億円		15年以内	60月以内	15年以内	60月以内								
経営支援・災害 対策貸付 (1)「県借換」 (2)「県経営支援」 (3)「県伴走型」 (4)「県売上減少」 (5)「県災害対策」 (6)「県災害特例」 (7)「県BCP」	5,000万円		5,000万円		10年以内	18月以内	10年以内	18月以内	表7	表5						ア. 売上高又は当期利益の推移を確認できる 資料 イ. 売上高総利益率又は営業利益率の推移を 確認できる資料 ウ. 対象業者との取引を証明する書類等
	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内								
経営支援・災害 対策貸付 (1)「県借換」 (2)「県経営支援」 (3)「県伴走型」 (4)「県売上減少」 (5)「県災害対策」 (6)「県災害特例」 (7)「県BCP」	5,000万円		5,000万円		10年以内	18月以内	10年以内	18月以内	表7	表5						被・罹災証明書、認定申請書等 ※災害救助法が適用された場合に特例保証料 率の適用を受ける場合は、市町村の証明書
	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内								
経営支援・災害 対策貸付 (1)「県借換」 (2)「県経営支援」 (3)「県伴走型」 (4)「県売上減少」 (5)「県災害対策」 (6)「県災害特例」 (7)「県BCP」	5,000万円		5,000万円		10年以内	18月以内	10年以内	18月以内	表7	表5						事業計画書
	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内								

※金融機関の皆様へお願い
 信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

☆は、6ヵ月の業歴不要

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
 なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制度名	融資限度額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融資対象	備考(必要書類等)
	中小企業者		組合		設備資金		運転資金								
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置							
経営安定・事業再生資金	1億円		/		18月以内		18月以内		表7	表5	必要に応じて要	法人原則代表者のみ 個人原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)事業承継を行う中小企業者又は県内の中小企業者から事業を承継する親族、従業員及び中小企業者	・事業計画書 ・事業承継計画書
					10年以内		10年以内							12月以内	
事業拡大資金	5,000万円		5,000万円		10年以内 (5)については 15年以内		7年以内 (5)については 15年以内	12月以内 (5)については 18月以内	表7	表5	必要に応じて要	法人原則代表者のみ 個人原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)フードビジネスに関する製造業を営む中小企業者及び組合 (2)東九州メディカルバレー構想に資する医療用機械器具・医療用品等の製造を行う中小企業者及び組合 (3)ICT産業又はICTに関する製造業を営む中小企業者及び組合 (4)自動車に関する製造業を営む中小企業者及び組合 (5)環境汚染防止、地球温暖化防止若しくは資源有効活用又は自然環境保全に関する機械器具等の製造又はサービスの提供を行う中小企業者及び組合 (6)店舗、駐車場等の新增設・空店舗への移転又は商店街等の整備を行う中小企業者及び組合 (7)次のアからキのいずれかに該当する中小企業者及び組合(ウにあつては、特定事業者を含む) ア. 働きやすい職場「ひなたの極」の認証、「子育てサポート企業(くるみん)」の認定、「ユースエール」の認定、「えるぼし」の認定又は「ポジティブ・アクション」の表彰を受けたもの イ. 地域資源活用プログラムに基づく認定を受けたもの ウ. 経営革新又は経営力向上計画の認定を受けたもの エ. 「がんばる中小企業」表彰又は「宮崎中小企業大賞」表彰を受けたもの オ. 農商工等連携事業計画認定を受けたもの カ. みやざき農商工応援ファンド事業の採択を受けたもの キ. 健康経営優良法人(国)の認定又は健康長寿推進企業の知事表彰を受けたもの (8)デジタル化に取り組む中小企業者及び組合	(2)(5)(6) 事業計画書等 (7) 認定書・表彰状等
	1億円		1億円		15年以内		10年以内	18月以内						(1)「成長期待企業」として認定を受けた中小企業者及び組合 (2)県から承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき地域経済牽引事業を行う中小企業者、組合及び特定事業者	(1)「成長期待企業」であることを証する書面 (2)「地域経済牽引事業」を実施していることの確認書
	5,000万円		5,000万円											商工業と農業を営む中小企業者、組合、農事組合法人及び個人(P34参照)	・農業ビジネス保証制度に係る所定資料 ・保証割合80%の部分保証
緊急経営対策資金	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内		7年以内	12月以内						(1)信用保険法第2条第5項による認定を受けた中小企業者及び組合(P33参照) (2)信用保険法第2条第6項による認定を受けた中小企業者及び組合(P33参照)	(1)セーフティネット保証制度に係る認定書等 ※災害救助法が適用された場合における復旧資金の借入にあつては、市町村の証明書 (2)危機関連保証制度に係る認定書等
金融機関提案型資金 「県提案型」☆	詳細につきましては取扱金融機関にお問い合わせ下さい												宮崎太陽銀行 高鍋信用金庫	みやざきたいよう地方創生ファンド たかしん経営サポートローン	

※金融機関の皆様へお願い
 信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※「事業承継貸付(2)県承継特別、(3)県承継特別(連携)」および「農業ビジネス進出貸付」については宮崎県信用保証協会の約定期結金融機関であれば上記以外の金融機関も利用可能。